

兵庫県公報

令和8年9月29日 火曜日 第758号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	3
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	19
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	32

○ 同	上 (同)	32
○ 同	上 (同)	33
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12 (兵庫県の指定金融機関等の名称等) の一部改正 (会計課)		33
公 告		
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課)		34
○ 都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告 (東播磨県民局)		35
選挙管理委員会告示		
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数等		35
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 等の数		35
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告		
○ 漁業法に基づく指示		36

告 示

兵庫県告示第986号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

加古川六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 田 正 俊	高砂市荒井町扇町17番30号
同	岡 田 和 美	同 市高砂町浜田町 1 丁目 3 番14号
同	松 本 昭 宣	同 市荒井町小松原 1 丁目11番44号
同	堀 内 義 高	同 市米田町古新359番地
同	穴 田 正 平	同 市米田町米田新173番地の 1
同	田 代 和 文	同 市今市 1 丁目 1 番55号
同	池 上 和 男	同 市中島 1 丁目11番13号
監 事	吉 岡 一 夫	加古川市米田町平津577番地の 1
同	大 濱 正 則	高砂市荒井町千鳥 2 丁目21番 3 号
同	三 好 啓 一	同 市荒井町小松原 4 丁目114番地の 7
同	中 谷 勝 也	同 市中島 1 丁目12番17号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 田 正 俊	高砂市荒井町扇町17番30号
同	岡 田 和 美	同 市高砂町浜田町 1 丁目 3 番14号
同	松 本 昭 宣	同 市荒井町小松原 1 丁目11番44号
同	堀 内 義 高	同 市米田町古新359番地
同	穴 田 正 平	同 市米田町米田新173番地の 1
同	田 代 和 文	同 市今市 1 丁目 1 番55号
同	池 上 和 男	同 市中島 1 丁目11番13号
監 事	吉 岡 一 夫	加古川市米田町平津577番地の 1
同	大 濱 正 則	高砂市荒井町千鳥 2 丁目21番 3 号
同	三 好 啓 一	同 市荒井町小松原 4 丁目114番地の 7
同	中 谷 勝 也	同 市中島 1 丁目12番17号



兵庫県告示第987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
荒原土地改良区	令和8年9月3日

~~~~~

**兵庫県告示第988号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
|----------|----------|
| 中郷土地改良区  | 令和8年9月3日 |

~~~~~

兵庫県告示第989号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

千石土地改良区

氏名	住所
平山久伸	養父市大薮731番地2
雑賀学	同 市養父市場373番地4
平山剛	同 市養父市場421番地
足立一雄	同 市大薮344番地1
坂本克己	同 市大薮310番地4
服部三雄	同 市大薮390番地1
伊藤英則	同 市養父市場424番地1
吉井誠一	同 市大薮748番地
吉井雅彦	同 市大薮323番地1
米田光志	同 市大薮328番地
田中宇市	同 市薮崎278番地
宮谷勝則	同 市薮崎314番地
山本弘幸	同 市薮崎364番地
中島茂樹	同 市薮崎1247番地
新瀬大	同 市八鹿町舞狂20番地

~~~~~

**兵庫県告示第990号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                         |                     |                                                |              |           |    |               |
|-----|------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|--------------|-----------|----|---------------|
|     | 漁業種類                         | 操業区域                | 漁業時期                                           | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 神戸市 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の1<br>(注)        | 周年                                             | 別記2          | 5トン<br>未満 | 1隻 | 定めなし          |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の1<br>(注)        | 周年                                             |              |           |    |               |
|     | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の2<br>及び3<br>(注) | 2月5日から<br>7月15日まで                              |              |           |    |               |
|     | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の4               | 周年                                             |              |           |    |               |
| 北淡  | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の5<br>(注)        | 周年                                             | 同上           | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上            |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の5<br>(注)        | 周年                                             |              |           |    |               |
|     | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の6<br>(注)        | 3月1日から<br>7月15日まで                              |              |           |    |               |
|     |                              | 別記1の7<br>(注)        | 2月5日から<br>7月15日まで<br>及び11月25日<br>から12月4日<br>まで |              |           |    |               |
|     | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業            | 別記1の8<br>(注)        | 10月20日から<br>翌年5月31日<br>まで                      |              |           |    |               |
|     | 手繰第3種漁業<br>まんが網漁業            | 別記1の9<br>(注)        | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで                      |              |           |    |               |
| 一宮町 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の10              | 周年                                             | 同上           | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上            |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の10<br>(注)       | 周年                                             |              |           |    |               |
|     | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の7<br>(注)        | 2月5日から<br>7月15日まで<br>及び11月25日<br>から12月4日<br>まで |              |           |    |               |
|     |                              |                     |                                                |              |           |    |               |

|                              |               |                           |  |  |  |  |
|------------------------------|---------------|---------------------------|--|--|--|--|
| 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業            | 別記1の11<br>(注) | 10月20日から<br>翌年5月31日<br>まで |  |  |  |  |
| 手繰第3種漁業<br>まんが網漁業            | 別記1の12<br>(注) | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで |  |  |  |  |
| その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の13<br>(注) | 4月1日から<br>12月31日まで        |  |  |  |  |
|                              | 別記1の14<br>(注) | 6月1日から<br>12月31日まで        |  |  |  |  |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月29日から同年10月29日まで

## 3 備考

### (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

### (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区  | 条件                                         |
|-----|--------------------------------------------|
| 神戸市 | 別記3の1、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、18、22       |
| 北淡  | 別記3の3、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、19、21 |
| 一宮町 | 別記3の2、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、20、21、22    |

## 別記1 操業区域

- 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋漁港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮

時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

- 7 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 8 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 9 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 10 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 12 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 13 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「鳴門海峡禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
  - ア 南あわじ市丸山崎西端
  - イ 南あわじ市釣島鼻突端
  - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 5 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 6 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 7 たちうおを目的として操業してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

- 11 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 13 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 18 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 19 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 20 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 21 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

兵庫県告示第991号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置               |      |                   |          |       |     |           |
|----|--------------------|------|-------------------|----------|-------|-----|-----------|
|    | 漁業種類               | 操業区域 | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 室津 | 手繰第2種漁業<br>かきこぎ網漁業 | 別記1  | 1月5日から<br>4月30日まで | 別記2      | 5トン未満 | 12隻 | 別記3       |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年9月29日から同年10月29日まで
- 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

ウ 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。

エ 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。

オ 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。

カ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

## 別記1 操業区域

たつの市地先の区第505、506号区画漁業権漁場の区域

## 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

兵庫県告示第992号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
芦屋	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン未満	4隻	定めなし
神戸市	同上	別記1の2	同上	同上	同上	48隻	同上
西播	同上	別記1の6	同上	同上	同上	22隻	同上
炬口	同上	別記1の8	同上	同上	同上	2隻	同上
淡路市東浦	同上	別記1の9	同上	同上	同上	50隻	同上
西淡	同上	別記1の12	同上	同上	同上	2隻	同上
福良	同上	別記1の13	同上	同上	同上	6隻	同上
南淡沼島	同上	別記1の14	同上	同上	同上	10隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の3	周年	別記2	5トン未満	54隻	定めなし
明石市二見	同上	別記1の4	同上	同上	同上	4隻	同上
伊保	同上	別記1の5	同上	同上	同上	14隻	同上
西播	同上	別記1の6	同上	同上	同上	176隻	同上
洲本	同上	別記1の7	同上	同上	同上	2隻	同上
炬口	同上	別記1の8	同上	同上	同上	2隻	同上
淡路市東浦	同上	別記1の9	同上	同上	同上	110隻	同上
北淡	同上	別記1の10	同上	同上	同上	84隻	同上
一宮町	同上	別記1の11	同上	同上	同上	4隻	同上
西淡	同上	別記1の12	同上	同上	同上	6隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月16日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和9年1月1日から令和11年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

区分	条件
操業区域が別記1の1から12のいずれかに該当する地区	別記3の1、3、4
操業区域が別記1の13もしくは14に該当する地区	別記3の1、2、4

別記1 操業区域

- 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意があ

る場合は、「神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

- 4 明石市二見町から姫路市の形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市二見町から姫路市の形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

- 5 東播磨港別府西防波堤灯台より鹿ノ瀬西方灯浮標を見通した線、姫路市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ線及び同市男鹿島東端より180度の線の3線と海岸によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 6 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 7 洲本市洲本港北防波堤東端から同市小路谷・由良町内田界までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 8 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、洲本市安乎町平安浦、淡路市里界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 9 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 10 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

- 11 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 12 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 13 南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結んだ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 14 南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市畑田川に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後5時から翌日午前6時まででは操業してはならない。
- 3 午後3時から翌日午前4時まででは操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第993号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
芦屋	さより 船びき網漁業	別記1の1	9月1日から 翌年5月31日まで	別記2	10トン 未満	4隻	別記3の1
兵庫	同上	別記1の2	9月1日から 翌年5月31日まで	同上	同上	6隻	同上
神戸	同上	別記1の3	9月1日から 翌年5月31日まで	同上	同上	24隻	同上
たつの市	同上	別記1の9	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	4隻	同上
相生 赤穂市	同上	別記1の10	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	6隻	同上
炬口	同上	別記1の11	周年	同上	同上	2隻	別記3の 1、2
塩田	同上	別記1の12	周年	同上	同上	2隻	同上
佐野 釜口	同上	別記1の13	周年	同上	同上	4隻	別記3の1
岩屋	同上	別記1の15	周年	同上	同上	2隻	同上
		別記1の16	5月20日から 11月30日まで				
西淡	同上	別記1の18	5月20日から 11月30日まで	同上	同上	2隻	同上
福良	同上	別記1の20	10月1日から 翌年5月31日まで	同上	同上	4隻	同上

南淡 (灘)	同上	別記1の21	周年	同上	同上	6隻	同上
沼島	同上	別記1の22	周年	同上	同上	4隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	別記1の4	6月1日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	22隻	定めなし
江井島	同上	別記1の5	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	2隻	同上
二見町 播磨町 東播磨 高砂	同上	別記1の6	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	10隻	同上
伊保	同上	別記1の7	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	4隻	同上
家島町	同上	別記1の8	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	68隻	同上
たつの 市	同上	別記1の9	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	24隻	同上
相生 赤穂市	同上	別記1の10	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	同上	10隻	同上
炬口	同上	別記1の11	周年	同上	同上	6隻	別記3の2
佐野 釜口	同上	別記1の13	周年	同上	同上	2隻	定めなし
森	同上	別記1の14	周年	同上	同上	12隻	同上
岩屋	同上	別記1の15	周年	同上	同上	18隻	同上
		別記1の16	5月20日から 11月30日まで				
北淡 一宮町 五色町	同上	別記1の17	5月20日から 11月30日まで	同上	同上	56隻	同上
西淡	同上	別記1の18	5月20日から 11月30日まで	同上	同上	6隻	同上

丸山	同上	別記1の19	12月1日から 翌年3月31日まで	同上	同上	4隻	別記3の2
灘（南 淡）	同上	別記1の21	周年	同上	同上	2隻	定めなし
沼島	同上	別記1の22	周年	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月16日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和9年1月1日から令和11年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
芦屋	別記4の1、2、6
兵庫	別記4の1、2、6
神戸	別記4の1、2、6
明石浦、林崎	別記4の1、2、6
江井島	別記4の1、2、6
二見町、播磨町、東播磨、高砂	別記4の1、2、6
伊保	別記4の1、2、6
家島町	別記4の1、2、6
たつの市	別記4の1、2、6
相生、赤穂市	別記4の1、2、6
炬口	別記4の1、4、6
塩田	別記4の1、4、6
佐野、釜口	別記4の1、4、6
森	別記4の1、4、6
岩屋	別記4の1、4、6
北淡、一宮町、五色町	別記4の1、4、6
西淡	別記4の1、4、6
丸山	別記4の1、4、6
福良	別記4の1、3、5、6
南淡（灘）	別記4の1、3、5、6
沼島	別記4の1、6

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 2 神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から175度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 神戸市、明石市界から東播磨港別府東防波堤灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線から同市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ直線までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 たつの市御津町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 相生市及び赤穂市坂越地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 12 共第105号共同漁業権の区域
- 13 淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 15 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 16 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島臺浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 17 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 18 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 共第134号共同漁業権の区域
- 20 南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 21 南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 22 洲本市、南あわじ市界から同市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船及びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用す

る者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

2 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 刺網漁業の操業を妨げてはならない。
- 4 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 5 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 6 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第994号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む者 の資格
神戸市	八田網漁業	別記1の1	7月1日から翌年 4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
江井島	同上	別記1の2	周年	同上	同上	2隻	別記2
岩屋	同上	別記1の3	周年	同上	同上	26隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月16日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和9年1月1日から令和11年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

別記1 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 共第11号第1種共同漁業権漁場の区域
- 3 淡路市大磯から同市野島大石に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

## 兵庫県告示第995号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置  |                                                            |      |          |      |    |           |
|-----|-------|------------------------------------------------------------|------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類  | 操業区域                                                       | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路市 | 建廻網漁業 | 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月29日から同年10月29日まで

- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

~~~~~

兵庫県告示第996号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
林崎	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
姫路市	同上	別記の3	5月1日から 11月30日まで	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月29日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標跡（北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒）まで引いた線、同灯浮標跡から旧第4防波堤南端跡（北緯34度41分7秒、東経135度13分29秒）まで引いた線、旧第4防波堤南端跡から第4防波堤南端（北緯34度41分21秒、東経135度13分27秒）まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端（北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒）から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

2 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

3 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

兵庫県告示第997号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第13号に掲げるまき餌釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置    |             |                       |              |      |     |               |
|----|---------|-------------|-----------------------|--------------|------|-----|---------------|
|    | 漁業種類    | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                  | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 福良 | まき餌釣り漁業 | 別記の 1       | 2 月 1 日から<br>12月31日まで | 定めなし         | 定めなし | 2 隻 | 定めなし          |
| 南淡 | 同上      | 別記の 2       | 周年                    | 同上           | 同上   | 5 隻 | 同上            |
| 沼島 | 同上      | 別記の 3       | 同上                    | 同上           | 同上   | 28隻 | 同上            |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月16日から同年12月16日まで

### 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和9年1月1日から令和11年12月31日までとする。

## 別記 操業区域

- 1 南あわじ市福良門崎から同市阿万潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線から南あわじ市潮崎に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線以西で、南あわじ市本庄川（通称：赤岸川）左岸と徳島県鳴門市大碓埼を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第998号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置    |             |                    |              |      |    |               |
|----|---------|-------------|--------------------|--------------|------|----|---------------|
|    | 漁業種類    | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 姫路 | あなごせん漁業 | 別記          | 6月1日から<br>11月30日まで | 定めなし         | 定めなし | 1隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月29日から同年10月29日まで

### 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和11年3月31日までとする。

## 別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~  
兵庫県告示第999号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年9月29日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画及び山崎都市計画下水道
揖保川流域下水道（揖保川浄化センター）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市網干区興浜字第一味岡
同 市同 区網干浜

~~~~~  
**兵庫県告示第1000号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4002号 難波小学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東難波町4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第1001号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4003号 難波の梅小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4026号 水堂小学校

3 事業施行期間

令和8年9月29日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市水堂町1丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1010号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4027号 七松小学校

3 事業施行期間

令和8年9月29日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市南七松町1丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1011号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4042号 成良中学校

3 事業施行期間

令和8年9月29日から令和9年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市西長洲町2丁目地内

- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1012号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4043号 中央中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東七松町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1013号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4044号 日新中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東七松町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1014号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
- (2) 名称
4046号 小田北中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市神崎町地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

#### 兵庫県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4049号 大庄北中学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市大庄北1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4053号 南武庫之荘中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目地内
 - (2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第1017号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4057号 園田東中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東園田町5丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1018号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4058号 小園中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市小中島2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1019号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類

阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4001号 明城小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市南城内地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4019号 立花小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市栗山町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1021号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4033号 武庫の里小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市武庫の里1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第1022号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4036号 園和小学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東園田町4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第1023号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4037号 園和北小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市田能1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第1024号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称  
4039号 上坂部小学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東塚口町1丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし

## 兵庫県告示第1025号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4050号 立花中学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市上ノ島町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 兵庫県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4051号 塚口中学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市富松町4丁目及び伊丹市安堂寺町7丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第1027号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4054号 武庫東中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市武庫之荘7丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第1028号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4025号 尼崎北小学校
- 3 事業施行期間  
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市塚口町6丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第1029号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4034号 園田小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市食満1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1030号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4038号 園田東小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東園田町8丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1031号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4041号 園田南小学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市若王寺1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1032号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4045号 小田中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市長洲中通1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1033号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4047号 大成中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市久々知西町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1034号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称
4048号 大庄中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市菜切山町地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1035号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4056号 園田中学校
- 3 事業施行期間
令和8年9月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市食満1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1036号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和9年4月1日から適用する。

令和8年9月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

3 の表中

「

- 備考 1 株式会社ゆうちょ銀行において取り扱える収納事務は、県税及びこれに附随する県税
外収入の窓口収納に限るものとする。
- 2 株式会社りそな銀行及び株式会社関西みらい銀行において取り扱える収納事務は、窓
口収納を除く事務とする。
- 3 マルチペイメントネットワークを利用した方法により兵庫県公金を収納する場合は、
日本国内に所在する営業所において、その事務を取り扱えるものとする。

1

を

「

- 備考 1 株式会社ゆうちょ銀行において取り扱える収納事務は、県税及びこれに附随する県税
外収入の窓口収納に限るものとする。
- 2 株式会社りそな銀行、株式会社関西みらい銀行及び株式会社SBI新生銀行において
取り扱える収納事務は、窓口収納を除く事務とする。
- 3 マルチペイメントネットワークを利用した方法により兵庫県公金を収納する場合は、
日本国内に所在する営業所において、その事務を取り扱えるものとする。

」

に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	古澤康之
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	笹田賢一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	恒吉裕司
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	小東政章
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	松田裕史

外22者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	呉哲民
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	緒方健
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	平川雅隆

外20者

4 変更年月日

令和8年5月24日外

5 届出年月日

令和8年9月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年9月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和9年1月29日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町西野添四丁目35番、36番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町一色東一丁目432番地の1

株式会社創久住研 代表取締役 久本了士

## 3 許可年月日及び許可番号

令和8年2月25日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-20号（7播磨）

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

89,269

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

657,926

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和8年9月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,080
神戸市灘区	35,985
神戸市中央区	37,464
神戸市兵庫区	30,464
神戸市北区	57,742
神戸市長田区	25,316
神戸市須磨区	42,949
神戸市垂水区	58,094
神戸市西区	64,255
姫路市	138,131
尼崎市	128,026
明石市	84,118
西宮市	132,829
洲本市	11,539
芦屋市	26,137
伊丹市	55,287
相生市	7,470
豊岡市及び美方郡	28,515
加古川市	71,610
たつの市及び揖保郡	29,148
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,379
西脇市及び多可郡	15,572
宝塚市	63,448
三木市	20,112
高砂市	23,941
川西市及び川辺郡	51,076
小野市	12,626
三田市	29,537
加西市	11,360
丹波篠山市	10,718
養父市及び朝来市	13,479
丹波市	16,441
南あわじ市	12,139
淡路市	11,499
宍粟市	9,403
加東市	10,478
加古郡	17,784
神崎郡	10,866

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場の機能の確実な発揮を図るため、令和8年9月10日に次のとおり指示した。

令和8年9月29日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田 沼 政 男

1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1018号

2 指示事項

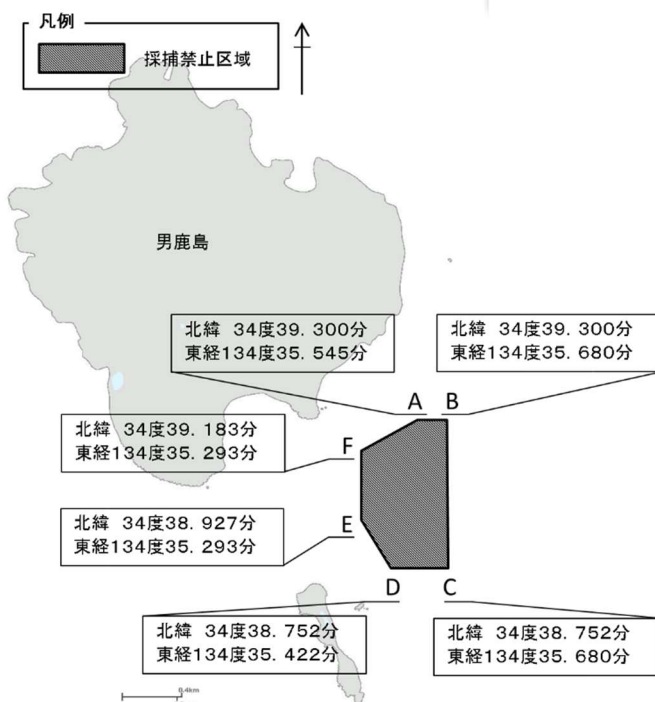
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域及びK、L、M、N及びKの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

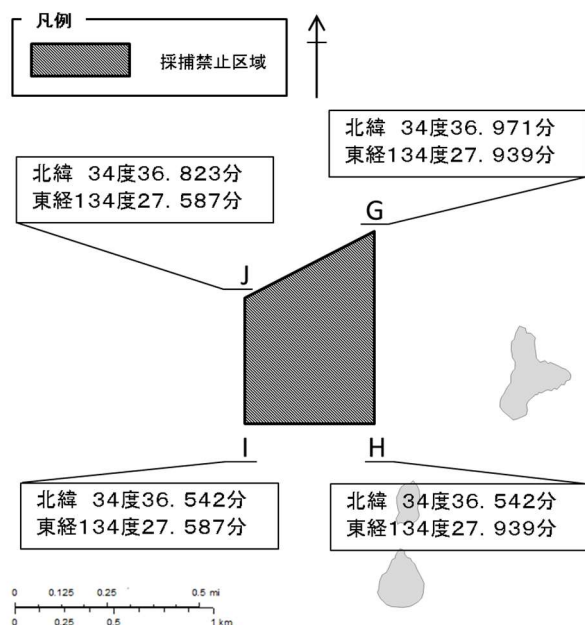
〈各点の位置〉

- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分
- G 北緯34度36.971分、東経134度27.939分
- H 北緯34度36.542分、東経134度27.939分
- I 北緯34度36.542分、東経134度27.587分
- J 北緯34度36.823分、東経134度27.587分
- K 北緯34度38.068分、東経134度35.413分
- L 北緯34度37.592分、東経134度35.413分
- M 北緯34度37.592分、東経134度35.267分
- N 北緯34度38.068分、東経134度35.267分

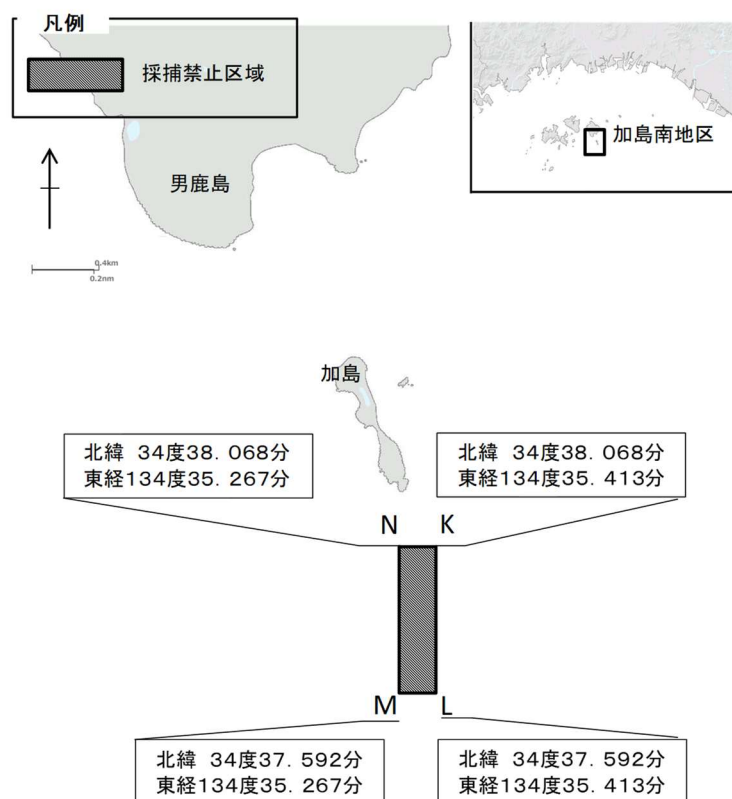
加島地区



三ツ頭島地区



加島南地区



3 指示の有効期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで